

報告第5号

専決処分(専決第10号 備前市介護保険条例等の一部を改正する条例)の承認を
求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定により報告し、その承認を求める。

令和3年5月21日提出

備前市長 吉 村 武 司

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

令和3年3月31日

備前市長 田 原 隆 雄

専決第10号 備前市介護保険条例等の一部を改正する条例(令和3年備前市条例第18号)

備前市介護保険条例等の一部を改正する条例

(備前市介護保険条例の一部改正)

第1条 備前市介護保険条例(平成17年備前市条例第150号)の一部を次のように改正する。

附則第7項各号列記以外の部分中「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「第一号被保険者」を「第1号被保険者」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。)により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

附則第7項第2号中「第一号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、同号ア中「事業収入等のいずれか」を「主たる生計維持者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「減少」を「主たる生計維持者の合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)のうち、減少」に改める。

(備前市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 備前市介護保険条例の一部を改正する条例(令和3年備前市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第6号アの改正規定中「この項において」を削り、「以下この項において」を「附則第7項第2号イを除き、以下」に改め」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第7項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

報告第5号参考資料
備前市介護保険条例改正前後対照表(第1条関係)

	改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>7 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合)にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者)の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。次号において同じ。)</u>により、<u>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者(以下「主たる生計維持者」という。)</u>が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者</u></p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免)</p> <p>7 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限(特別徴収の場合)にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている保険料(第1号被保険者)の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第8条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)</u>により、<u>第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属す</u></p>	

<p>の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア <u>主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)</u>が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ <u>主たる生計維持者の合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)</u>のうち、<u>減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p>	<p>る世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のア及びイに該当すること。</p> <p>ア <u>事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)</u>が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。</p> <p>イ <u>減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。</u></p>
---	---

備前市介護保険条例の一部を改正する条例改正前後対照表(第2条関係)

改正後	改正前
<p>備前市介護保険条例(平成17年備前市条例第150号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「3万5,400円」を「3万3,600円」に改め、同項第2号中「4万9,560円」を「4万7,040円」に改め、同項第3号中「5万3,100円」を「5万400円」に改め、同項第4号中「6万3,720円」を「6万480円」に改め、同項第5号中「7万800円」を「6万7,200円」に改め、同項第</p>	<p>備前市介護保険条例(平成17年備前市条例第150号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第3条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「3万5,400円」を「3万3,600円」に改め、同項第2号中「4万9,560円」を「4万7,040円」に改め、同項第3号中「5万3,100円」を「5万400円」に改め、同項第4号中「6万3,720円」を「6万480円」に改め、同項第5号中「7万800円」を「6万7,200円」に改め、同項第</p>

<p>6号中「8万4,960円」を「8万640円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を、「<u>得た額</u>」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、<u>零</u>」を加え、「<u>以下この項において</u>」を「<u>附則第7項第2号イを除き、以下</u>」に改め、同項第7号中「9万2,040円」を「8万7,360円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「10万6,200円」を「10万800円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「12万360円」を「11万4,240円」に改め、同項第10号中「13万4,520円」を「12万7,680円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「2万1,240円」を「2万160円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「2万1,240円」を「2万160円」に、「3万5,400円」を「3万3,600円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「2万1,240円」を「2万160円」に、「4万9,560円」を「4万7,040円」に改める。</p> <p>(略)</p>	<p>6号中「8万4,960円」を「8万640円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「第35条の3第1項」を、「<u>得た額</u>」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、<u>零</u>」を加え、「<u>この項において</u>」を削り、同項第7号中「9万2,040円」を「8万7,360円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「10万6,200円」を「10万800円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「12万360円」を「11万4,240円」に改め、同項第10号中「13万4,520円」を「12万7,680円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「2万1,240円」を「2万160円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「2万1,240円」を「2万160円」に、「3万5,400円」を「3万3,600円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「2万1,240円」を「2万160円」に、「4万9,560円」を「4万7,040円」に改める。</p> <p>(略)</p>
--	---